

第59回葛飾区都市計画審議会会議録

1 日 時 令和2年10月19（月） 午前10時から

2 会 場 男女平等推進センター 多目的ホール

3 出席者 (◎会長、○会長職務代理)

		出欠	氏 名	職 名
都 市 計 画 審 議 会 委 員	学 識 経 験 者	出	◎中 林 一 樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授 工学博士 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
		出	郷 田 桃 代	東京理科大学 工学部 建築学科 教授
		出	柳 沢 厚	元日本都市計画家協会常務理事、C-まち計画室代表
		欠	○佐 野 克 彦	元 東 京 都 建 設 局 長
		出	宇佐美 貴 士	一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾区支部長
		出	小 倉 秀 夫	葛 飾 弁 護 士 俱 楽 部
	区 議 会 議 員	出	青 木 堅 治	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部長
		出	筒 井 たかひさ	葛 飾 区 議 会 議 員
		出	黒 柳 じょうじ	〃
		出	米 山 真 吾	〃
	機 関 関 係 職 行 政	出	中 江 秀 夫	〃
		出	相 川 延 洋	警 視 庁 葛 飾 警 察 署 長
	臨 委 時 員	出	大木島 実	東 京 消 防 庁 本 田 消 防 署 長
出		木 下 憲 明	葛 飾 区 農 業 委 員 会 会 長	

事務局出席者 田口政策経営部長 情野都市整備部長 杉本交通・都市施設担当部長 小林街づくり担当部長
酒井産業観光部長 福島政策企画課長 石合調整課長 目黒都市計画課長
中村密集地域整備担当課長 渡井建築課長 倉地産業経済課長

4 議 題

1) 付議事項

議案第140号 東京都市計画生産緑地地区の変更について（葛飾区決定）

議案第141号 東京都公共下水道の都市計画変更について（第231回（11月審）東京都決定）

2) 報告事項

報告事項第83号 特定生産緑地（葛飾区）の指定

報告事項第84号 建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について

報告事項第85号 葛飾区のまちづくりに関するアンケート速報

事務局： それでは、定刻より少し前でございますけれども、皆様全員そろいましたので、これから第59回葛飾区都市計画審議会を開催いたします。本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

都市計画審議会委員につきましては、今年5月31日をもちまして任期が満了いたしましたので、6月1日より新たに委員の任命をさせていただきました。皆様の任命書につきましては机上に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

今回の任命に当たり、多くの委員がご多忙の中、引き続き委員に就任いただきました。ありがとうございます。

また、3名の方が新たに委員に就任いただくことになりましたので、ご紹介いたします。

まず、学識経験者選出で、元日本都市計画家協会常務理事の柳沢厚委員です。

委員： 柳沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、関係行政機関選出の葛飾警察署長の相川延洋委員でございます。

委員： 相川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、同じく関係行政機関選出の本田消防署長の大木島実委員でございます。

委員： 大木島です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： また、本日、付議案件、生産緑地地区の変更と、報告事項に特定生産緑地の指定がございますので、葛飾区都市計画審議会条例第6条に基づき、臨時委員の出席をお願いしております。農業委員会会長の木下憲明委員でございます。

委員： 木下です。よろしくお願いいたします。

事務局： なお、佐野委員から都合により欠席する旨のご連絡を頂いております。

本日の審議会でございますが、委員の任期満了による再任命ということで、現在、会長及び同職務代理者が不在でございます。

会長が決定するまでの間、事務局の都市計画課長、目黒が議事の進行を務めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、会長選出についてお諮りいたします。会長は、お手元に配付の本審議会条例第4条第1項に基づき、「第2条第1号の学識経験者委員のうちから選挙により定める」と規定されております。

これまで中林委員に会長を就任していただいておりますが、ご意見がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員： 会長に推薦なのですが、中林委員を会長にご推薦申し上げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。

ほかにご意見がなければ、郷田委員のご推薦のとおり、継続して中林委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、中林委員に会長をお願いしたいと思います。

中林委員、会長席のほうへお願いいたします。

会長： ただいま、もう1期会長をということで選出されました中林一樹と申します。もう随分長く会長をやってきて、そろそろという感じもしていたのですけれども、もう1期会長を務めさせていただけようと思います。

今年の1月16日からですかね、日本で新型コロナの感染者確認があつて、それから今、第2波だと思つてのですが、国は第2波と言わないようだけれども、これがずるずると横ばいに東京も——東京がそうだと日本全体もなのだけれども——なっております。だから、今期も多分、2年だけれども、こういうコロナ蔓延の下での都市計画の審議になるかと思つています。審議自体がいろいろ工夫をして、感染防止と同時に、こういう状況ではありますけれども、葛飾区の都市づくり、まちづくりが遅れることなく進めていけるように、本審議会もいろいろ注意を払いながら適時に開催し、あるいは様々な形での開催も検討しながら、状況に合わせて進めさせていただければと思つております。この2年間、またよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは私のほうで司会をさせていただきたいと思つています。

初めに、会長職務代理者の選出に入りたいと思つています。

本審議会条例第4条第3項では、職務代理者は会長が指名することと規定されております。

私といたしましては、本日都合によりご欠席と報告されておりますけれども、東京都におきまして都市計画の様々なご経験を積まれておられる学識経験者の佐野委員をお願いしたいと思つております。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

事務局： 佐野委員につきましては、事務局におきまして、事前に職務代理に推薦された場合の意向について確認しております。その結果、お引き受けしますとの内諾を頂いております。

会長： ありがとうございます。分かりました。

佐野委員からのご内諾も頂いているということですので、佐野委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、職務代理者を佐野委員をお願いいたします。

本来であれば、ここで職務代理者の佐野委員にご挨拶いただくところですが、本日欠席ということですので、次回の審議会においてご挨拶いただくことにさせていただこうと思つています。

それでは、早速ですが、本日の議題に入りたいと思つています。その前に事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

事務局： 事務局でございます。本日の審議会でございますが、出席委員13名で、定数14名の半数以上の出席がありますので、議事定数に達しております。

なお、本日、傍聴希望者が2名見えておりますので、お知らせいたします。

会長： 本審議会は、運営規則第8条により、公開するとなっておりますので、傍聴者に入場していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

それでは、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

傍聴者の皆様一言申し上げます。会議の傍聴に当たりましては、会議の公開に関する要綱に基づき、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまから第59回葛飾区都市計画審議会を開催いたします。

最初に副区長よりご挨拶を頂きたいと思います。

副区長： 副区長の赤木でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第59回葛飾区都市計画審議会にお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には日頃から本区の都市計画行政にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今回は新たな委員になって初めての都市計画審議会でございますが、多くの方には引き続き委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、学識経験者の柳沢委員、関係行政機関職員の相川委員、大木島委員につきましては、新たに委員にご就任いただきました。よろしくをお願いいたします。

加えて、本日は、生産緑地地区等の審議のため、農業委員会会長の木下様にご出席いただいております。日頃より葛飾区の農業振興にご尽力いただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、本日もご審議いただきますのは、付議案件の生産緑地地区の変更、東京都公共下水道の都市計画変更、報告事項といたしましては、特定生産緑地の指定、建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更、葛飾区のまちづくりに関するアンケート速報についてでございます。生産緑地地区の変更につきましては、削除の案件が6件、追加の希望案件が2件ございましたので、ご審議いただくものでございます。

あわせて、報告事項といたしまして、特定生産緑地の指定がございます。特定生産緑地とは、都市計画決定から30年が経過した申出基準日以降、買取りの申出が可能になることから、申出基準日の前に特定生産緑地として指定し、買取り申出の期日を10年延長する制度でございます。

これにより、申出基準日以降も引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の整備が図られることが期待されます。こちらにつきましてもご意見等を頂ければ幸いです。

東京都公共下水道の都市計画変更につきましては、小菅水再生センターの一部について、今後、下水道施設としての利用目途がないため、都市計画下水道処理施設を廃止し敷地面積を縮小するため都市計画の変更を行うものでございます。東京都の都市計画審議会に付議するに当

たつて、本区の都市計画審議会におきましてご意見をお伺いさせていただくものでございます。

その他、報告事項といたしまして、次回の都市計画審議会において付議を予定している建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について、また、都市計画マスタープランの改定に向けて、準備の一つとして葛飾区のまちづくりに関するアンケート等を実施いたしましたので、アンケートの結果の速報を報告させていただきます。

いずれも本区のまちづくり推進に当たり重要な事項でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長： それでは、ここで、副区長は答申を受ける立場でございますので、退席させていただくことをご了承願います。

(副区長退席)

それでは、事務局より、本日の議題及び配付資料の確認をお願いいたします。

事務局： 事務局でございます。

それでは、お手元に配付しております第59回葛飾区都市計画審議会次第をご覧ください。

3の「議題」でございます。

1) 付議事項は、議案第140号「東京都市計画生産緑地地区の変更について（葛飾区決定）」、議案第141号「東京都公共下水道の都市計画変更について（東京都決定）」でございます。

2) 報告事項は、報告事項第83号「特定生産緑地（葛飾区）の指定」、報告事項第84号「建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について」、報告事項第85号「葛飾区のまちづくりに関するアンケート速報」でございます。

なお、配付資料でございますが、既に皆様に配付させていただいておりますものが、1)「第59回葛飾区都市計画審議会資料」、2)「資料1 生産緑地地区の変更について」、3)「資料2 東京都公共下水道の都市計画変更について」、4)、「報告事項第83号、特定生産緑地に係る資料一式」、5)「報告事項第84号 建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について」でございます。

また、本日机上に配付させていただいたものが、6)「報告事項第85号 葛飾区のまちづくりに関するアンケート速報」、7)「葛飾区都市計画審議会委員名簿」、8)「葛飾区都市計画審議会条例」、9)「第60回葛飾区都市計画審議会の日程について」でございます。

会長： ただいま事務局より朗読がありましたとおり、本日ご審議をお願いするのは2件、議案第140号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」と議案第141号「東京都公共下水道の都市計画変更について」でございます。

引き続き、報告案件ですけれども、3件、報告事項第83号「特定生産緑地の指定」、報告事項第84号「建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について」、報告事項第85号「葛飾区のまちづくりに関するアンケート速報」でございます。

審議の順番ですけれども、議案第140号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」の後に、生産緑地地区との関係が深い報告事項第83号の「特定生産緑地の指定」について引き続

きご報告できればと思っております。そのような順番で進めさせていただこうと思っております。

それでは、議案第140号につきまして、倉地産業経済課長より説明をお願いいたします。

倉地産業

経済課長：

産業経済課長の倉地でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第140号「東京都市計画生産緑地地区の変更」につきましてご説明させていただきます。

第59回葛飾区都市計画審議会資料、1ページをご覧ください。

今回の変更につきましては、令和元年8月から令和2年7月までに買取り申出及び追加指定申請がございました土地に伴う生産緑地地区の変更でございます。

今回の変更の結果、生産緑地地区の面積につきましては、これまでの25.84haから約25.15haとなりまして、約0.69haの減となります。

今回の削除及び追加する箇所につきましては、第2、第3に記載のとおりでございまして、第2「削除のみを行う位置および区域」につきましては6件、約7,700㎡で、全ての地区が全部削除となります。削除の理由といたしましては、主たる農業従事者の死亡または身体の故障による買取り申出に伴います生産緑地地区を削除するものでございます。

次に、2ページにございます第3「追加のみを行う位置及び区域」につきましては2件、約740㎡でございます。番号105につきましては、既に生産緑地地区に指定されている105番に隣接する一団を追加指定するものでございます。また、番号255につきましては、新たに生産緑地地区に指定するものでございます。追加の理由といたしましては、良好な都市環境の形成に資するため、農業との調整を図り、市街化区域において適正に管理されている農地を追加するものでございます。

新旧対照表につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

3ページの下段の表、「3 面積の変更」に記載がありますように、191件から186件に、約25.84haから約25.15haに変更となります。

4ページから9ページに削除・追加する箇所図を、写真を資料1にまとめてございます。

これらの件につきましては、9月15日に東京都と協議済みでありまして、9月16日から30日までの間、案につきまして公告・縦覧をいたしまして、縦覧した方は1名おりましたが、意見書の提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会におきまして本議案が議決されましたら、令和2年10月下旬に決定告示する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会長：

事務局よりの説明が終わりましたが、本日、臨時委員として審議会に出席していただいております木下委員からご意見等を頂ければと思っております。よろしくをお願いいたします。

委員：

ただいま紹介されました葛飾区農業委員会会長の木下と申します。

削除という形で全部で7件出ていまして、また、新規という形があります。削除する方はほとんど相続で、亡くなりますと、そのままの形の宅地課税の計算になりますので、一生懸命やりたくてもそういう状況にならざるを得なくなって、残すところは多少残して、後でまた処分せ

ざるを得ない。これは国税の絡みもございますので、区として、委員会としても残しておきたいわけでございますけれども、その辺はしようがないのかなという形で考えております。

それと、新たに追加というのは、多少の条件の緩和はございまして、今までですと500㎡以上ないと駄目だったのが、300㎡までという形に変更になりまして、それと一団の形の中に隣接すればそのまま乗れますよという形で新たに30年の生産緑地追加が約740㎡あるという形でございます。トータルとしまして、最後に申し上げましたように、0.69ha減りますけれども、こんなもので済んでいただければ非常にありがたいというのが本音でございまして、できれば全部残したいわけでございますけれども、いろいろな環境とか家庭の状況もございまして、このまま認めざるを得ないかと考えております。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないということでございますので、この辺でお諮りしたいと思います。諮問ですので、お諮りさせていただきます。

議案第140号「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、議案第140号につきましては、本審議会において原案のとおり議決した旨、区長に答申することにいたします。ありがとうございます。

では次に、報告事項第83号の「特定生産緑地の指定」について報告をお願いしたいと思います。倉地産業経済課長、よろしくお願いいたします。

倉地産業

経済課長： それでは、報告事項第83号「特定生産緑地の指定」につきましてご説明させていただきます。

報告事項第83号の資料をご覧ください。

平成29年6月に生産緑地法の一部が改正されまして、特定生産緑地制度が平成30年4月1日に施行されました。

特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地法第10条の2第1項に基づき、良好な都市環境の形成に資するため、適正に管理されている農地について特定生産緑地として指定することができることと規定されておりまして、指定をする際には、同条の3項におきまして、区市町村の都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。

特定生産緑地の指定申請につきましては、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に行う必要がございまして、指定を受けますと、買取り申出ができる期間が10年延長され、固定資産税等の農地課税が継続されるとともに、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適

用を受けることが可能となるものでございます。

葛飾区では、令和2年4月1日から、平成4年度に生産緑地地区に指定を受けた農地を対象として申請受付を開始しておりまして、今回の生産緑地に指定する箇所につきましては、7月末までに申請を受けました18人、48か所でございます。番号、位置、面積等は資料に記載のとおりでございます。

今回申請された特定生産緑地の指定を予定している面積は約5.53haでございます。生産緑地地区の面積、約25.15haに対しまして約22%となっております。資料といたしまして、特定生産緑地指定総括図、生産緑地指定図、現場の写真を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長： 説明は以上ということでございます。

この件につきまして、臨時委員でございます木下委員よりまたご意見等をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

委員： ありがとうございます。

この特定生産緑地というのは、生産緑地が30年過ぎますと一応そこで終わるという形で、30年の生産緑地ができたとき慌ただしくできておりまして、ちょっと不備とか何か、後で問題になった方とかが出てきて修正されております。その中で、そういうことのないように、今回はあらかじめ3年ぐらい前から、特定生産緑地というものがどういうものを農家の人たちに全員聞き漏れのないように徹底するよということ、3年くらいかけてじっくり説明と、申請方法とかについて行ってまいりました。

その中で、今回、第1次ということで、約22%の方が申請されました。ほかの方も、ほとんど問題ない方は申請されるものと思っておりますけれども、それぞれ家庭の事情とかございます。ですから、できれば100%申請してほしいと思っておりますけれども、家庭の事情がございますので、難しい面もございます。ただ、1つだけ言えるのは、納税猶予を受けていまして、納税猶予というのは、終生は個人的には厳しいのかなと思っておりますけれども、実際、法律がそうでございますので、その方は100%にならざるを得ない。ということで、もし漏れるとすれば、終生のかかっている、家庭の事情で後継ぎもいないとか、いろいろな問題があると思います。その中で多少は漏れてきても、時代の流れでしようがないのかなと思っておりますので、今後とも特定生産緑地、ひとつよろしくお願ひしたいというのが意見でございます。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。

ただいまの木下委員のご意見も含めまして、ご質問あるいはご意見等ありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回、7月までの分で指定されているのが48地区、5.5haということですが、先ほどの審議事項の中で、現在、7月時点で区全体では186件、25.15haです。その22%ということですが、今年度及び来年度前半に申請しなければいけないのが、平成4年度指定の生産緑地地区、最初の指定の分です。これは全体の中でどれくらいを占めるの

でしょうか。

委員： 8割くらいとお聞きしております。残り2割はその後順次、平成5年とか6年とかという形で出てきていますので。

会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。倉地課長もよろしいですか。

倉地産業

経済課長： はい、結構です。

会長： ということは、8割のうちの2割、22%ですから、残る58%くらいが来年の7月で切れるのですかね。

委員： 今年いっぱい、来年、第2期がありますので、切れる前までにじっくり説明を行いながらということでございますので、ご配慮のほどひとつよろしく願いいたします。

会長： 来年の夏頃までに決めていただかないといけないということになりますね。

委員： 家庭の事情で、おじいさん、おばあさん、危ない方がいらっしゃるし、いろいろ皆さん考えているようでございますので。一生となると大変な問題になりますので、じっくり考えて、家庭に負担がかからないようにということでもよろしく願います。

会長： これまでも農業委員会と区のほうとで連携してやられたと思うのですが、今後もよろしく願いしたいと思います。

また、営農後継者を育成していくことも大事なことになるのでしょうか、長期的には。

委員： 本来はそうしたほうがいいと思いますけれども、地方と違いまして地代が高いですから、他人にというわけにも難しいところがあると思います。ただ、皆さんご存じのように、野菜がちょっと高くなると騒ぎますけれども、安くなるとみんなあまり騒がないで。それと、一番の問題は、ストックができないと。作って置いておけばいいよというわけにもいきませんので。それで、最近の異常気候がありますと、当然出来も悪くなったりとかとなっていくしますので、よほど考えて、長期的に進めるには、やはりハウスとか何かで高付加価値をやっていかないと。そうなってくると、今度、一般の市場に出してもなかなか難しいから、販売ルートとか何かも自分でやらなくちゃしょうがなくなるという面もございますから、よほど覚悟がないとできないという形にもなると思います。ただ、皆さん、やれる間は一生懸命やろうということで。周りの環境とか食育の問題とかもろもろのことを考えますと、できるだけ残していきたいというのが我々の考えでありますし、農家の考えでございます。

以上でございます。

会長： 行政のほうの担当が産業経済課ということで、経済的な支援もさることながら、人生が長い時代が続いていますので、そういう意味では、サラリーマンをあるところで退職した後、農業に転換していくという形で後継になっていく方も少なくないのかなとも思います。

委員： そういう方もちらほらと。ただ、それまでのつながりが非常に難しい面があるので、その辺をこれからも考えていかないと。そのために、行政におきましてボランティアとか、そういう形

のいろいろお手伝いはさせていただいております。

会長： ぜひよろしくをお願いします。

186件で25.15haということは、平均すると1件当たり1,400㎡くらいあるのですよね。

委員： 1,400㎡だと、とてもそれだけでは食べていけないので、多分皆さんいろいろほかの手だてを考えながらという形で。あとは、効率を上げるしかないと思いますので。

会長： 生産緑地制度の指定の基準は緩和したものの、それを専門でというのはなかなか難しいというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、ぜひそこを何とか頑張っていけるといいなというようなことをございます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、83号につきましては報告事項ですので、以上にさせていただきますと思います。ここで臨時委員の木下委員がご退席となります。本日はどうもありがとうございました。

委員： どうもありがとうございました。よろしくをお願いします。

(木下臨時委員退席)

会長： それでは、議案に戻りたいと思います。

議案第141号「東京都公共下水道の都市計画変更について」です。目黒都市計画課長より説明をお願いいたします。

目黒都市

計画課長： それでは、議案第141号の「東京都公共下水道の都市計画変更」につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料2「東京都公共下水道の都市計画変更について」、A3カラー刷りの資料をご覧くださいと思います。

初めに、1「都市計画の概要」でございます。本施設、東京都公共下水道小菅水再生センターにつきましては、葛飾区小菅一丁目及び三丁目に位置する面積約14haの施設でございます。

続きまして、2「経緯」でございます。本施設は昭和39年2月に小菅処理場として都市計画決定いたしました。昭和54年10月の台風により綾瀬川流域に浸水被害が発生したことから、綾瀬川激甚災害対策特別事業の一環として都市計画決定した本施設用地の一部に荒川下流河川事務所が緊急的に綾瀬排水機場を建設事業化いたしました。その後、平成8年10月、それまで行っていた下水汚泥処理を葛西水再生センターで処理することとし、汚泥処理施設を休止しております。また、平成16年11月には小菅処理場を小菅水再生センターに名称変更しております。

恐れ入りますが、資料の右上の変更箇所図をご覧ください。綾瀬川を挟み東西に小菅水再生センターがございます。西側、小菅一丁目側の敷地南側、青い線で囲まれた三角の部分が汚泥処理施設用地で、その中の一部、黄色に塗られた部分、約3,900㎡が今回の変更箇所となります。その変更箇所内に現在、荒川下流河川事務所が用地の使用許可を受けて綾瀬排水機場

が整備されている状況となっております。

次に、3「変更概要」でございます。本都市計画変更は、今後、下水道施設としての利用目的のない小菅水再生センターの一部につきまして、都市計画公共下水道処理施設を廃止し、敷地面積を縮小するものでございます。東京都市計画下水道では、汚水を処理する際に発生する下水汚泥について、震災時や故障時の汚泥処理の信頼性確保や、処理の効率化のため、汚泥処理施設の臨海部への集約や相互送泥ネットワークの整備を進めているところでございます。当該センターの汚泥処理につきましては、平成8年に施設を休止して以降、東京都下水道局におきまして汚泥処理の効率化等の検討が進められてきました。その結果、今年3月に策定された汚泥処理基本計画において、当該センターから発生する汚泥は葛西水再生センターやみやぎ水再生センターで処理し、当該センターの汚泥処理施設は完全に撤去、撤退することとされ、下水道施設としての使用目的のなくなった不要となる敷地を当該センターから除くものでございます。

恐れ入りますが、資料の右側中段、汚泥処理処分基本計画の図をご覧ください。この計画におきまして、小菅水再生センターの汚泥は常時葛西水再生センターで処理し、震災時等のバックアップ機能として、みやぎ水再生センターでも処理することとされました。また、その下の四角囲みのおり、小菅水再生センターの汚泥処理施設は、既存施設を撤去し、完全に撤退することとされました。

最後に、4「都市計画変更スケジュール」でございます。今回の都市計画変更に当たり、東京都では先月23日から今月7日まで案の公告・縦覧を行ってまいりましたが、意見書の提出はございませんでした。また、公告・縦覧初日の23日に都市計画案の説明会を開催しております。出席者1名、本都市計画の変更に係る質疑としては、都市計画を廃止した区域はどうなるのかというものでございまして、これに対して、国土交通省の綾瀬排水機場がそのまま残り、現地の状況はこの都市計画をもって何ら変わるわけではない、また、廃止した区域は国に買ってもらう予定であるとの回答をしたと聞いております。このたび、本年8月7日付で都市計画法第18条第1項に基づき知事から区に変更案について意見照会があり、葛飾区が審議会のご意見を踏まえまして東京都に回答するため、本日付議させていただいております。今後は、東京都において、11月17日開催の東京都都市計画審議会に付議し、決定する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長： 説明は以上でございます。

本件につきまして、ご質問あるいはご意見等があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

都市計画から公共下水道の施設としては外すのですけれども、排水機場はそのまま残ると。これは都市計画施設ではなかったということでしょうか。

目黒都市

計画課長： はい、そのとおりでございます。綾瀬排水機場はそのまま残る形になります。

会長： それ以外に、三角形のところに少し土地が出るのですけれども、廃止した後にその土地をどう使うとかいうような話はあるのでしょうか。

目黒都市

計画課長： 変更箇所の黄色い部分につきましては綾瀬排水機場があり、その北側の部分につきましては汚泥処理施設、今も施設としてはあるのですが、汚泥処理処分基本計画をもって完全に撤退するというふうになりますので、こちらの施設も、まだ時期は決まっておりませんが、解体して撤退する形になります。ここの空いた土地につきましては、小菅水再生センターも老朽化が進んでおりまして、施設の更新に当たって種地にしていきたいということを都のほうから聞いております。

会長： 今回の三角形の先端の部分というのは、排水機場とそのため駐車場みたいな、作業スペースみたいなのがグーグルの航空地図だと分かるのですけれども、結局現状のままで、特にそれを一般に公開するとかいう話はないということでしょうか。

目黒都市

計画課長： はい、そのとおりでございます。

会長： いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

現状、土地利用的には何も変わらないのですが、都市計画手続としての一部分廃止に伴う都市計画区域の変更をしたいということでございます。もしよろしければ、諮問ですので、お諮りしたいと思います。

議案第141号「東京都公共下水道の都市計画変更について」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、議案第141号につきましては、本審議会において原案のとおり議決した旨、区長に答申をし、東京都に意見として戻すということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項第83号は先ほど特定生産緑地について報告させていただきましたので、報告事項第84号「建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について」です。中村密集地域整備担当課長より説明をお願いいたします。

中村密集

地域整備

担当課長： 密集地域整備担当課長の中村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、報告事項第84号、建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更についてご説明させていただきます。

表紙の1番の「変更の理由、概要」に書いてございますが、本件につきましては、平成30

年の建築基準法の一部改正後、昨年6月25日に当該法令が全面施行され、防火地域や準防火地域において、耐火建築物や準耐火建築物と同等の高い延焼防止性能を有する建築物の建築が可能となったことから、現在、不燃化特区に指定されている地区について、今般の法改正を踏まえ、防災街区整備地区計画を変更するものでございます。

ここで、資料裏面を見ていただきまして、図1に指定地区がございます。図の上から堀切二丁目周辺及び四丁目地区、その下の四つ木一・二丁目地区、東四つ木三・四丁目地区、右側の東立石四丁目地区につきましては不燃化特区に指定されておりまして、この地区にはおのおの、図の下に記載されている地区計画の網がかけられております。これらの地区につきましては、地区整備計画等を地区計画区域内における建築物の制限に関する条例に定めまして、建て替えにおいて、建築物の構造に関する防火上必要な制限により、準耐火建築物または耐火建築物であることが求められております。

ここで、資料の3ページ、別紙1をご覧ください。変更概要の詳細についてご説明いたします。

中ほどの図1をご覧ください。防災街区整備地区計画において、建築物の構造に関する防火上必要な制限の変更イメージを示しております。図の変更前を見ていただきますと、建物の階数や面積規模に応じて建築物の構造が、準耐火建築物、耐火建築物というように防火上の制限が定められております。今回の法改正に伴いまして、準耐火建築物、耐火建築物に加えて、それらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物についても建築が可能となり、図の変更後に示します「準耐火建築物等」、「耐火建築物等」という文言に変更することいたします。

次に図2、参考図をご覧ください。この例は防火地域で3階建てのケースでございますが、左の建物の絵で、火災に対して、従来は全ての壁、柱等に対して一律に耐火性能が求められておりましたが、今般の法改正により、右側の建物のように、外壁や窓の防火性能を高めることにより、内部の柱等に木材を利用できる設計が可能となります。

ここで、資料の表紙、1ページをご覧くださいまして、2の「今後の予定」ですが、令和2年10月、本日ですけれども、都市計画審議会にて報告させていただきました。今後ですが、記載のとおり、関係権利者への周知、公告・縦覧、意見書提出を求める等手続を経た変更案につきまして、年明け1月の都市計画審議会に付議させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長： 説明は以上ということでございます。

これも建築基準法が変わったことによって、葛飾区で都市計画決定してきた防災街区整備地区計画3件について文言の修正、具体的にはそれによって規制の内容が若干の緩和というのか、拡大するのですけれども、そうした手続として報告していただいたかと思います。ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

委員： 改正建築基準法の施行は令和元年6月25日なので、この間大分期間があったと思うのですが、それは何か理由があったのでしょうか。

中村密集

地域整備

担当課長： 全面施行、昨年6月25日ということで、それ以降、速やかに、こうした内容を検討するに当たっては、次年度の内容変更についての作業に相当手間等いろいろかかりますので、検討する必要がありますので、予算要求とかそういったことが必要ですし、それから、実際に都市計画審議会に付議するタイミングとか、そういったものを検討した結果ということでございます。

委員： この間、先行してこういうふうに変更をした自治体等はあるのでしょうか。

中村密集

地域整備

担当課長： 23区の中で9区ほど防災街区整備地区計画をかけている区がございます。その中で2区ほど、ちょうど今のこのようなタイミングで、葛飾区よりも少し前ぐらいのタイミングで審議スケジュールになっていると聞いてございます。

委員： 今度新しくできるようになる建築形態というのは、既に大手ディベロッパーなどでそういう商品とかは用意しているのでしょうか。

中村密集

地域整備

担当課長： どの程度普及されるのかということは把握していませんけれども、国土交通大臣が定めた構造方法というものが政令や告示の中で新たに定められたので、それ以降、民間のほうの業者さんとか、そういったところが検討して、どんどん施工できるようにしていくのだと思うのですけれども。

委員： 分かりました。

委員： 今回の件に関してですけれども、3ページの図2の参考図を見ますと、旧と右側の新がありますけれども、この中で、外壁、窓というところに、旧は外壁が60分、窓は20分というふうにはっきり分かるのですけれども、新のほうが、外壁は60分+ α 、窓は20分+ β となっているのですけれども、国交省の住宅局の資料より引用ということですが、全部ということではないのですけれども、せっかく今日の会議があるのですから、ある程度、この α 、 β というのが、どういうふうなあれかというのを、資料を少し添付していただきかったです、今日は。一応希望なのですけれども。

中村密集

地域整備

担当課長： ご指摘のお話ですが、確かに α 、 β という形、ちょっと具体的でないので、ここではこのような文言で表現してはいますが、防火性能を高めるということをイメージするためにこういった表現を使っていますが、具体的には国交省の中の資料等にはもう少し詳しいことも書

いている部分もありまして、そうした部分を少し表現するほうがよかったのかもしれないとは思っています。

会長： 次回にでも少し資料を説明いただくとよろしいかと思います。多分、私は詳しく見ていないですけれども、建築の用途とかによって α 、 β の延長確保時間というのが違っているんじゃないかなと思うのです。倍ぐらいになっているのか、3倍ぐらいになっているのか、それが全然分からないということで、法律が改正されちゃったので、法律そのものにクレームをつけるわけにもいかないのですけれども、運用上少し大丈夫かなと感じています。これは外部からの延焼阻止には役に立つのだけれども、内部から出火すると、外に火を出さないというだけで、中は燃えやすくなっているのですよね。だから、それが左側の従来の準耐火並みということですが、木造3階建てのやってきた準耐火構造とちょっと構造が違うので、その辺を含めて葛飾区として、区決定の地区計画ですので、どうするかというあたりの判断もないわけではないと思うのです。ただ、東京都が防災街区整備地区計画の方針という全体としての防災都市づくりの方針を出していますので、そういう都として統一したガイドラインというのが一方ではあるのかなとも思いますので、その辺りをしっかりと説明していただければと思います。何よりも地域の人に説明をしてくださいということだと思います。

中村密集

地域整備

担当課長：

お話がありました、用途によってそれぞれ構造部への要求性能というものがもちろんありまして、例えば戸建て住宅ですと、外壁で75分の準耐火構造が要求される。あるいは、事務所、学校とかは75分ですが、物販店舗は90分とか、そういった形で、要求される性能が異なる。

それから、今お話がありました、外からの火災に対してもたせるとのことのみならず、やはり性能としては、耐火建築物、準耐火建築物も、中から外に出さないという性能ももちろん必要ですので、それと同等以上の機能ということでは、中から外にも出さないということが要求されます。それから、これからまさに周知の中で意見等を頂くこととなりますので、そうしたことについてはしっかり対応したいと思います。

会長： 今後どういうふうに運用していくのかということで、多分、建築確認任せではないのかなという気もするし、建築確認任せであれば、かなり細かい規定を国は決めているのだろうと思いますので、その辺を今後この審議会にも報告していただきたいという意見であったかと思えますし、地域の皆さんにもぜひ周知していただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

委員： 今、今後の予定で、1月以降に地区計画の変更がかかってくるという話なのですが、昨年から施行されていて、この地域で多分こういうものはそんなに簡単には確認申請は出ないとは思いますが、実際に出ていないのかどうかということと、もしもこういう新たに「等」のほうに含まれるものが出てきて、まだ地区計画変更がされていなかった場合には、どのような形で進められることになるのかを確認させていただきたいなと思っています。

渡井

建築課長： 建築課長でございます。まず、確認申請でございますけれども、法改正されて、葛飾区内でこの規定での申請は民間を含めてまだ出てきていない、そういう状況でございます。

目黒都市

計画課長： それから、もう1点につきまして、今回この地区計画の変更を行って、告示された後に、それ以降、実際に条例の中にこの地区整備計画の中身を入れて、その上で制限というものがかかりますので、現段階では、この法改正の内容について申請が出てきたときに対応することは、今のところではできません。

委員： 全体的に方針が、もちろん地区計画においてはどうかということも考えなければいけないという今のお話が出ていたと思います。当然のことだと思いますが、設計される、建設される側から言うと、そういうところが、できないならできない、できるならできるでいいのですけれども、多分できるだけはっきり分かったほうがいいと思いますので、なるべく早くそういう方針が定まるのほうがいいのではないかなと思いました。

会長： ほかによろしいでしょうか。

それでは、予定では次回、1月ですけれども、都市計画審議会に付議されると。そこで変更の議決をした後に条例の改正というか、作り替えをして、施行するということですかね。だから4月ぐらいになるのか、3月中ぐらいになるのか分かりませんが、その間出れば、一応地区計画のエリア内ではこの新しい建築が取りあえずできなくなっちゃっているということですよ。それまでの間は、規制が強化されているという現状で運用していってしまうということなので、ある種、地区計画をつくったことによって規制が強化されて、せっかくの新しい家が建たないよという話が不公平感を伴うようなことにならないように、速やかに進められたほうがいいのではないかと。次回の付議のときには、先ほどの資料に関しても少し付加してお願いできますでしょうか。

中村密集

地域整備

担当課長： その資料についても、皆さんに分かりやすいように出したいと思います。よろしくお願ひします。

会長： よろしくお願ひします。

よろしければ、第84号の「建築基準法の一部改正に伴う防災街区整備地区計画の変更について」の報告は以上にさせていただきたいと思ひます。

それでは、報告事項第85号です。「葛飾区まちづくりに関するアンケート速報」ということで、目黒都市計画課長より報告をお願いします。

目黒都市

計画課長： それでは、報告事項第85号の「葛飾区まちづくりに関するアンケート速報」につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。当日配付資料の、クリップ留めの「第59回葛飾区都市計画審議会 葛飾区

のまちづくりに関するアンケート速報」をご覧ください。資料は、両面刷りの表紙と、右肩に「資料1」とあります区民アンケート回収状況、右肩に「資料2」とございます区民アンケート集計速報、右肩に「資料3」とありますアンケート調査票、右肩に「資料4」とございます区外在住者アンケート調査集計速報、最後に、右肩に「資料5」とございますWEBアンケート設問の選択肢の6種類となります。よろしくお願いいたします。

それでは、表紙をご覧くださいと思います。

葛飾区では、平成23年7月に葛飾区都市計画マスタープランを策定し、「安心して住み続けられる 川の手・人情都市かつしか」という目標の下、分野別のまちづくりや都市整備を進めてまいりました。計画策定から10年近くが経過し、近年の社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定などの状況を踏まえ、現在、都市マス改定を目指して準備を進めております。

都市マス改定の準備の一つとして、今回、区民向け及び区外在住者向けのアンケート調査を実施いたしましたので、これら調査の速報をご報告いたします。

1 「区民アンケート調査」でございます。

まず回収率でございますが、恐れ入ります、資料1をご覧ください。6,000通の配布に対しまして、9月25日到着分で1,015通の回答を得ておりますので、回収率は16.

9%となっております。アンケート返信用封筒の差出し有効期間が10月末日までのものを使用しているため、今後も回答が送付される可能性がございますので、適宜集計していきたいと考えております。

次に、集計速報でございます。恐れ入ります、資料2をご覧ください。

アンケートの概要は記載のとおりでございます。世帯主を住民基本台帳から無作為抽出し、6,000世帯に配布いたしました。また、資料3のとおり、アンケートは世帯構成員の最大3名まで回答可能としたことから、サンプル数は1,552名となっております。

続きまして、主な設問の単純集計結果をご紹介します。

資料2の1ページの中段の間1「あなたご自身について」をご覧ください。アンケートにご回答いただいた方は40歳、50歳代の方が多く、職業としては会社員の方が多くございます。

1枚おめくりいただきまして、資料2の2ページをご覧ください。上から2つ目、区内在住年数としては、葛飾区に10年以上お住まいの方が、10年以上30年未満、30年以上の合計で約7割となっております。また、一番下、世帯構成員としては、夫婦と子供という2世代の世帯構成が多い状況でございます。

3ページをご覧ください。現在の葛飾区のイメージとしては、「水辺や公園、みどりが豊かなまち」を33.6%の方が選択しており最も多く、20～30年後の葛飾区はどのようなまちであってほしいかとの設問に対しましては、「地震や水害に強いまち」を約4割の方が選択しております。

5ページをご覧ください。葛飾区の魅力では、「公園・緑地」を選択した方が半数以上と最

も多く、区内のまちづくりの課題でも、約半数の方が「震災や火災、水害への対策」を選択しております。

7ページをご覧ください。これからの葛飾区のまちづくりについてでございますが、防災まちづくりでは、「浸水に対応したまちづくり」を46%の方が選択しております。また、土地利用については、「歩いて暮らせるまちづくり」や「主要駅周辺の賑わいのあるまちづくり」を選択された方が多い状況でございます。

8ページをご覧ください。市街地整備では、約4割の方が「再開発等にあわせた駅前広場や道路の整備」を選択しており、交通体系の整備では、20%以上の方が「鉄道の高架化」、「鉄道新規路線建設への働きかけ」、「自転車利用環境の向上」を選択されております。

9ページをご覧ください。緑と景観の整備・保全では、「幹線道路の緑化、無電柱化などによる良好な景観の形成」、「河川沿いの水辺を生かした広場、親水テラスや散策路などの整備」、「利用者ニーズに応じた特色ある公園の整備」を選択された方が多く、事前に取り組む復興まちづくりでは、半数以上の方が「行政が復興手順、支援体制・制度を事前に検討しておくべき」を選択しております。

10、11ページをご覧ください。生活に必要な施設の配置についてでございますが、最寄り駅周辺に必要な公共公益サービス施設としては「区役所の支所などの住民窓口」が最も多く、住宅周辺では「医療施設」が最も多い状況です。また、最寄り駅周辺に必要な業務・商業施設として、「様々な物品の販売、サービスを提供するショッピングセンター」が最も多く、自宅周辺でも同様でございました。

12ページをご覧ください。まちづくり活動（エリアマネジメント）への参加につきましては、「参加はしたくないが、情報を受け取りたい」と答えた方が最も多い状況です。続きまして、区外居住者アンケート調査集計速報でございます。資料4をご覧ください。アンケートの概要ですが、国内最大級のモニター数のある楽天インサイトのWEBアンケートシステムを使用いたしました。対象者は葛飾区を除く1都4県在住者で、サンプル数1,000票を人口比で割付設定いたしました。アンケートの設問については、資料5のとおりでございます。

それでは、資料4の中ほどをご覧ください。主な設問の単純集計結果をご紹介します。

回答者は区民アンケートと同様で、40歳、50歳代の方が多い状況です。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。6割以上の方が過去に来訪経験があるとお答えいただいております。

4ページをご覧ください。4ページの真ん中、葛飾区に対するまちのイメージとしては、半数以上の方が「下町人情あふれ住民参加や地域交流が盛んなまち」を選択し、最も高い状況でございます。

それでは、恐れ入ります、表紙にお戻りいただきまして、3「2つの調査速報についての考察」でございます。

まず、(1)「区民と区外在住者の共通認識」でございます。

1つ目は、区民、区外在住者ともに、災害への対策が不十分という認識を持っているというものでございます。

2つ目は、区民、区外在住者ともに、水辺の充実・活用を認識しているというものでございます。

恐れ入ります、表紙の裏面をご覧ください。(2)「区民アンケートと区外在住者アンケートにおける同じ設問の比較」でございます。

1つ目は、葛飾区のまちのイメージにおいて、「下町人情あふれ住民参加や地域交流が盛んなまち」の項目については、区民、区外在住者ともに多くの方が選択しているというものです。

2つ目は、葛飾区で魅力を感じる場所、今後活用すべき施設・文化において、「公園・緑地」の項目については、区民、区外在住者ともに多くの方が選択しているというものでございます。

本日は単純集計の数値をご報告させていただきましたが、今後は、地域区分ごとに特色や意識の違いなどをクロス集計により抽出することや、認識や意向を自由意見欄のご意見も踏まえながら分析してまいります。その上で、令和3年度以降の議論のたたき台となります都市マスタープラン改定の骨子案を作成いたしまして、本審議会にもご報告させていただきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長： 都市計画マスタープランの改定に向けてのアンケート。従来ですと区民アンケートだけを中心にやってきたかと思いますが、今回はWEBを使って区民以外の方からも意見を伺ったということで、これが一つの新しい取組だったのかなと思います。

ご意見あるいはご質問を含めて、時間はかなりありますので、どこからでも結構ですから伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、アンケート調査の信頼性と言うとおかしいのだけれども、今回は単純集計なのですが、結果として、資料2の1ページ目に年代別があって、40代、50代が多いです。順番で言うと、40代、50代、30代ですかね。子育てといっても小さい子供ではないけれども、子供がまだ同居しているか、あるいは同居から独立したかぐらいの、ちょうど一番中堅の方のアンケートが多かったということですが、葛飾区全体の年齢構成の分布ピラミッドの構成からいうと、やはり40代、50代の回答が突出していると見たほうがいいのでしょうか。

目黒都市

計画課長： 事務局でございます。ちょっと私のほうでまだ分析が足りていないのですけれども、ご高齢の方が確かに葛飾区は多い状況ではございますけれども、ご回答いただいた方が、40代、50代が多かったのかなというふうな感じを持っております。ご回答いただく前に例えばご高齢の方からお電話をいただいております、自分は今結構高齢なので、20年後、30年後と言われてもというようなお話もあり、そういった意味では、ご回答を控えた方ももしかしたらいたのかなというふうな印象を持っているところです。

会長： あと、最近ではジェンダーの問題であまり表に出しちゃいけないのかもしれないけれども、男

性と女性で見るとどんなあんばいなのですか。

目黒都市

計画課長： 今、会長がおっしゃったとおりでございまして、男女の差というところを、今回本当にこれは必要かというところも考えた中で、そこは聞かずに、年代と、どういった職業の方なのかというところから分析していきたいと思ひまして、今回は男女のご質問というのはしていません。

会長： 分かりました。

委員： 質問をいいですか。

会長： はい、どうぞ。

委員： 資料4がとても面白い資料だと思うのですが、この資料の1,000人というのほどうやって選ばれているのでしょうか。

目黒都市

計画課長： 1,000人のほうは、WEBアンケート調査の調査会社にモニターとして登録している方、あとは1都4県の人口比により数を設定いたしまして、その調査会社からモニターのほうにアンケートが送付されるという状況でございまして。

委員： ということは、もともと葛飾区のほうを向いているというわけでも何でもないのでね。その調査会社がモニターの中からたまたま選ばれた。

目黒都市

計画課長： はい、そのとおりでございまして。

委員： それで、質問の中で、住みたいか住みたくないかって非常に面白いと思うのです。これはもうちょっと踏み込んでいろいろ読み込む価値があると思うのです。その中で、住みたくない理由というところ、これを見ているといま一つよく分からないという感じもしないではないのですが、ざっとならずと、やはり強い、引きつけるものが少ないというふうに読めそうな感じなのです。

それは私が勝手に読んだのだけれども。その辺はやはり区としても大きく、せっかくな素材を持ちながら、あまり対外的にそれがうまく発信されていないという材料かなと勝手に読んでみました。感想です。

目黒都市

計画課長： ありがとうございます。今回、WEBアンケートでは自由意見欄はないのですが、区民アンケートの自由意見欄でも、葛飾区が取り組んでいるまちづくりについて、今まであまり知らなかったというようなお声もありまして、やはりもっと周知、PRしていくべきだというようなお声もいただいております。ですので、今後また葛飾区のまちづくりについてどういった周知方法がいいかということも含めて、都市マスを変更していく中でも検討していきたいと考えております。

会長： 今のご質問についてですけれども、資料4の1ページを見ると、調査対象者というところが、おっしゃるように、楽天インサイト株式会社の登録されているモニターさん、220万人いる

らしいのですけれども、その下の欄に、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城に対して居住人口の比率でサンプルを設定して、東京は353になったら終わり、かつ、それが年齢の分布も含めて終わりということなのですから、都道府県に同じように年齢の割合も当てはめたというわけではないのですか。

目黒都市

計画課長： 年齢のほうは割り当てられているものではございません。

会長： では、若干ばらつきが出るかもしれませんが、一応男女の問題は分からないとしても、東京の人、神奈川の人、千葉、埼玉、茨城の人の分析はできると考えていいのですか。

目黒都市

計画課長： 今後、クロス集計をやっていきますので、そういった中でまたもうちょっと分析ができるのかなと思っています。

会長： 資料4の第1問の「年齢を教えてください」というやつが、今の葛飾区の人口ピラミッドに対応した年齢別人口比に相当しているのかどうかというのは分からないのですけれども、もしそうだとしたら、さっきの区民のアンケートのほうについて同じようなことができるのか。あるいは、これは首都圏全体なので、1都4県についての年齢構成分布か何かを使っているのですか。

目黒都市

計画課長： 今後、今、会長がおっしゃるような集計をやっていく形の中では、1都4県の人口、私のほうでも単純に調べた中では4,000万人ほどいるという状況なので、そういった中の年齢構成も見ながらという形になるのかなと思っています。

会長： では、これは葛飾区と必ずしも一致しないということですが、今後少し葛飾区アンケートのほうは補正ができるとすると、男女ではなくて年齢構成を合わせた形に少し補正してみることが必要かなと思います。

それから、男女の話でいうと、職業のところを見ると主婦というのが少ないし、パートもバイトも少ないので、ほとんど男性が答えているかなんていう感じがしないでもないですね。こっちは区民なのですが、特に指定していなかったと思うので。家庭を指定したのですよね。

目黒都市

計画課長： 世帯にお送りしている形になります。

会長： では、個人に対して送っているという形。

目黒都市

計画課長： 世帯主の方です。

会長： 世帯主の方ね。分かりました。

では、今日は単純集計ですが、単純集計でもいろいろ課題あるいは特徴的なところが見えてくるということだったと思いますので、今後そういう偏りを少し修正していただいて使ったほ

うがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほど柳沢委員からいただいた資料4のほう、Q8の17番、「今住んでいるところが気に入っているから」というのは、葛飾区以外に住んでいる人が、ここより葛飾区はよくないと見ているということですかね。

目黒都市

計画課長： よくないというか、今住んでいらっしゃるところが非常に自分の生活にも合っていて、住みやすいと思っていらっしゃるのかなと考えます。

会長： 区民アンケート等を見ると、やはり防災の感覚というのが大分違いますね。区民とそれ以外の地域に住んでいる方とは。

他にはよろしいでしょうか。

他にございませんようでしたら、報告事項第85号につきましても以上にさせていただきたいと思えます。今後、アンケートをもう少し詳細に修正・分析しつつ、それを踏まえて都市計画マスタープランの改定に進んでいくということになると思えます。改定全体のスケジュールでいうと、来年、再来年度にかけてになるのでしょうか。

目黒都市

計画課長： 前回の都市マスの改定でも3年程度かかったので、来年度から考えますと令和5年度ぐらいかなと今考えているところでございます。

会長： では、その間に本審議会にも報告いただいて、各委員の皆様からご意見等を伺いながら進めさせていただくことになると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、本日の報告については以上ということにさせていただこうと思えます。

それでは、本日用意しておりました付議事項2件、報告事項3件につきましては以上でございますので、本日の都市計画審議会は終了とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

事務局より連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局： 本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

次回の都市計画審議会につきましては、年明け早々になります。お手元の第60回葛飾区都市計画審議会の日程のとおり、1月6日、午後3時を予定しております。お忙しいところを恐れ入りますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長： 年明け早々と。確かに早々ですが、よろしくお願ひします。場所は同じここですね。

事務局： はい。

会長： それでは、以上で都市計画審議회를閉会したいと思います。本日、こういう状況の中で貴重な時間を割いていただき、また、対面型で審議会を開催させていただきました。審議事項で採決すべきものがあったものですから、こういう形でやらせていただきました。ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次回は年明けということですが、コロナに負けないで頑張っていきたいと私も思いますし、皆さんもよろしく願いいたします。

では、本日は誠にありがとうございました。これで散会いたします。